

○軽井沢町地域公共交通会議設置要綱

平成19年1月26日告示第2号

改正

平成28年11月18日告示第32号

令和5年9月1日告示第49号

軽井沢町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（次条第3号及び第3条第4号において「交通計画」という。）の策定及び実施に関し必要な事項を協議するため、軽井沢町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金に関する事項
- (2) 町が行う有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の作成及び変更に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通の活性化等に関し必要な事項

(組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 町長及び町の関係課等の長
- (2) 町の区域に關係する法第2条第2号に規定する公共交通事業者等
- (3) 町の区域に關係する一般旅客自動車運送事業者（道路運送法第9条第6項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。第9号において同じ。）の組織する団体
- (4) 第2号及び前号に掲げる者のほか、交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 町の区域に關係する道路の道路管理者

- (6) 町の区域に關係する法第2条第1号に規定する地域公共交通を利用する者
- (7) 長野県公安委員会
- (8) 長野運輸支局長又はその指名する者
- (9) 町の区域に關係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) その他町長が必要と認める者

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、町長又はその指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、原則として、公開する。ただし、個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認められるとき又は公正かつ円滑な協議に支障が生じるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議への出席を依頼することができる。

(幹事会)

第6条 交通会議に、必要に応じ、交通会議で協議する事項についてあらかじめ調整するため、幹事会を置くことができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、住民課交通政策係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、交通会議の構成員が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年11月18日告示第32号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月1日告示第49号)

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。